

機密性2 完全性2 可用性2

法務省矯成第822号

令和2年4月6日

矯正管区長 殿

矯正施設の長 殿

矯正研修所長 殿

法務省矯正局総務課長

法務省矯正局成人矯正課長

法務省矯正局少年矯正課長

(公 印 省 略)

新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出された場合における矯正施設の運営について（通知）

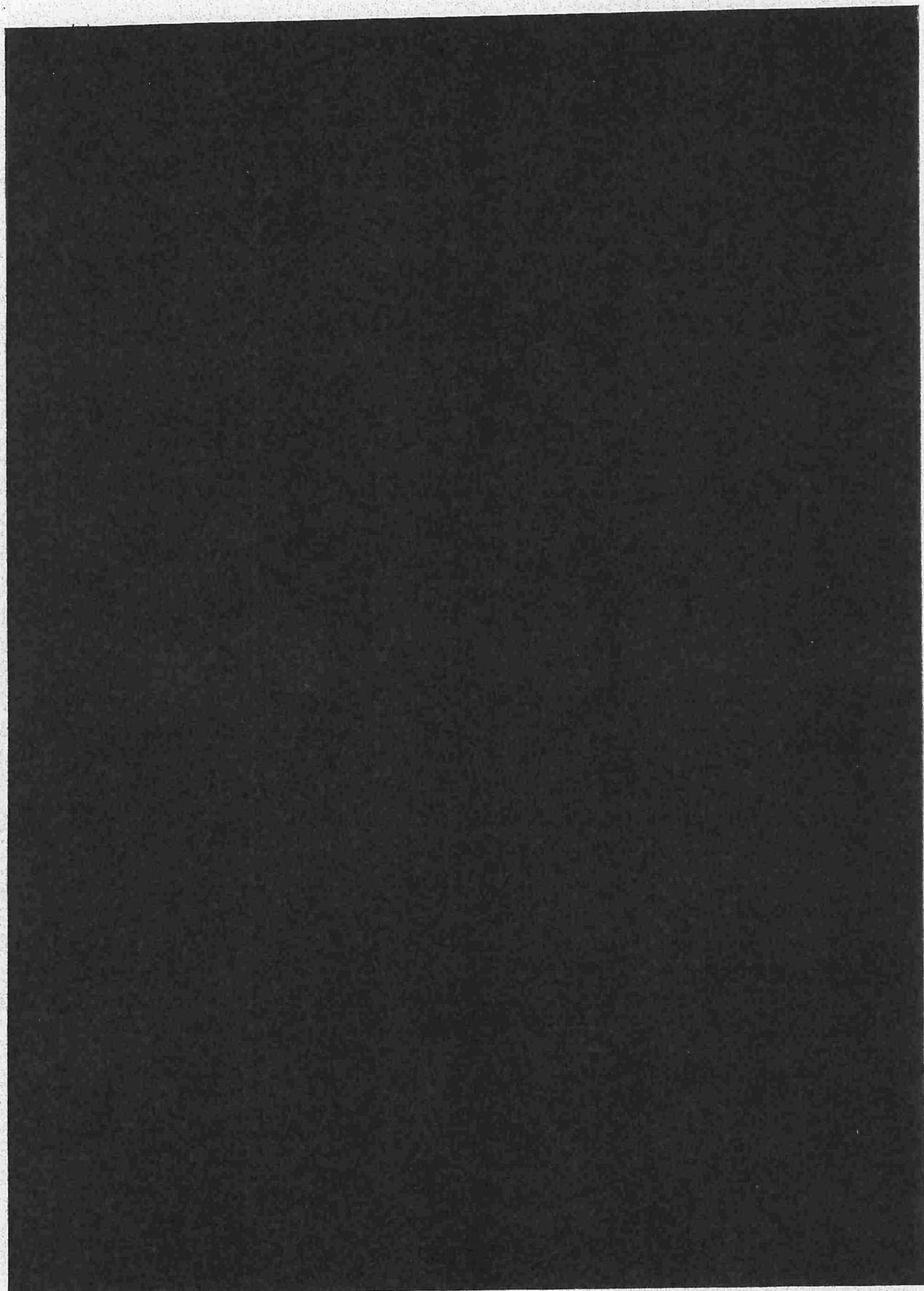
新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認められるときは、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出されます。

新型インフルエンザ等緊急事態宣言の対象となる区域（以下「宣言区域」という。）に所在する矯正施設及び矯正研修所においては、職員の感染のリスクを下げるここと及び被収容者と外部の者との接触の機会をできる限り減らすことを念頭に、外来者に対しては、その健康状態を確認して発熱等の症状が見られる場合には速やかに敷地外への退去を求めるなどの措置を講じるとともに、下記の事項に留意の上施設運営に当たるようお願いします。

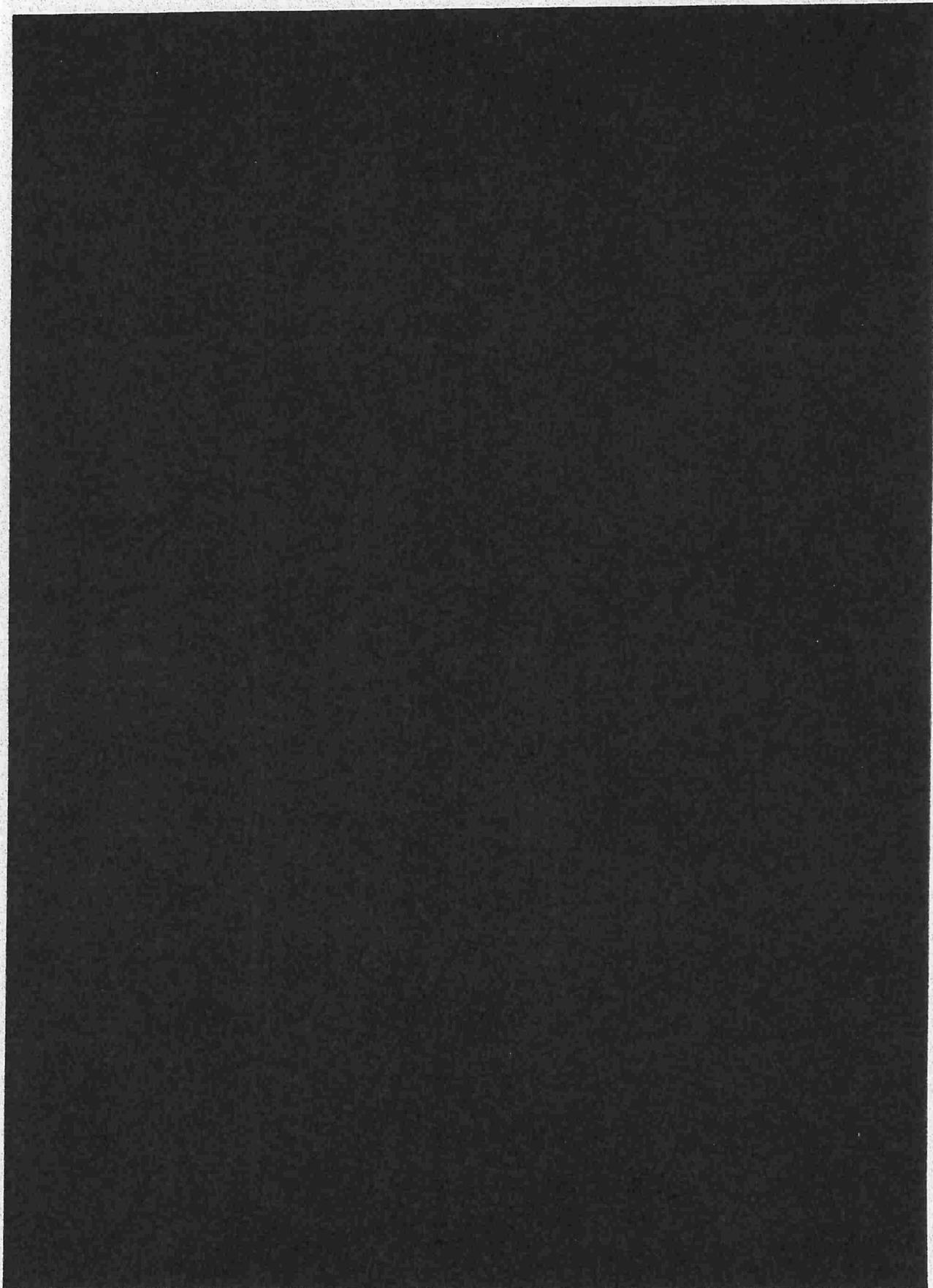
おって、本通知については、今後の情勢の変化に応じて、適時見直しを行っていくことを予定しています。

記

機密性 2 完全性 2 可用性 2



機密性 2 完全性 2 可用性 2



(12) 面会

- ア 弁護人等及び領事以外の者については、感染防止のため原則として面会を実施しないこととし、その旨を面会申出人に説明して理解を得ること。
- イ 面会人にはマスクの着用を求め、応じない場合には面会を実施しないこと。
- ウ 面会場所は仕切り室のみとすること。

(13) 信書の発信

- 本人の安否や親族の安否確認を内容とする発信については、通数外とすること。

機密性2 完全性2 可用性2

法務省矯成第882号

令和2年4月17日

矯正管区長 殿

矯正施設の長 殿

矯正研修所長 殿

法務省矯正局総務課長

法務省矯正局成人矯正課長

法務省矯正局少年矯正課長

(公印省略)

新型インフルエンザ等緊急事態宣言下における矯正施設等の運営について(通知)
本月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言について、全都道府県が対象とされるとともに、東京都、大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県及び福岡県(以下「特定警戒都道府県」という。)については、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があるとされました。

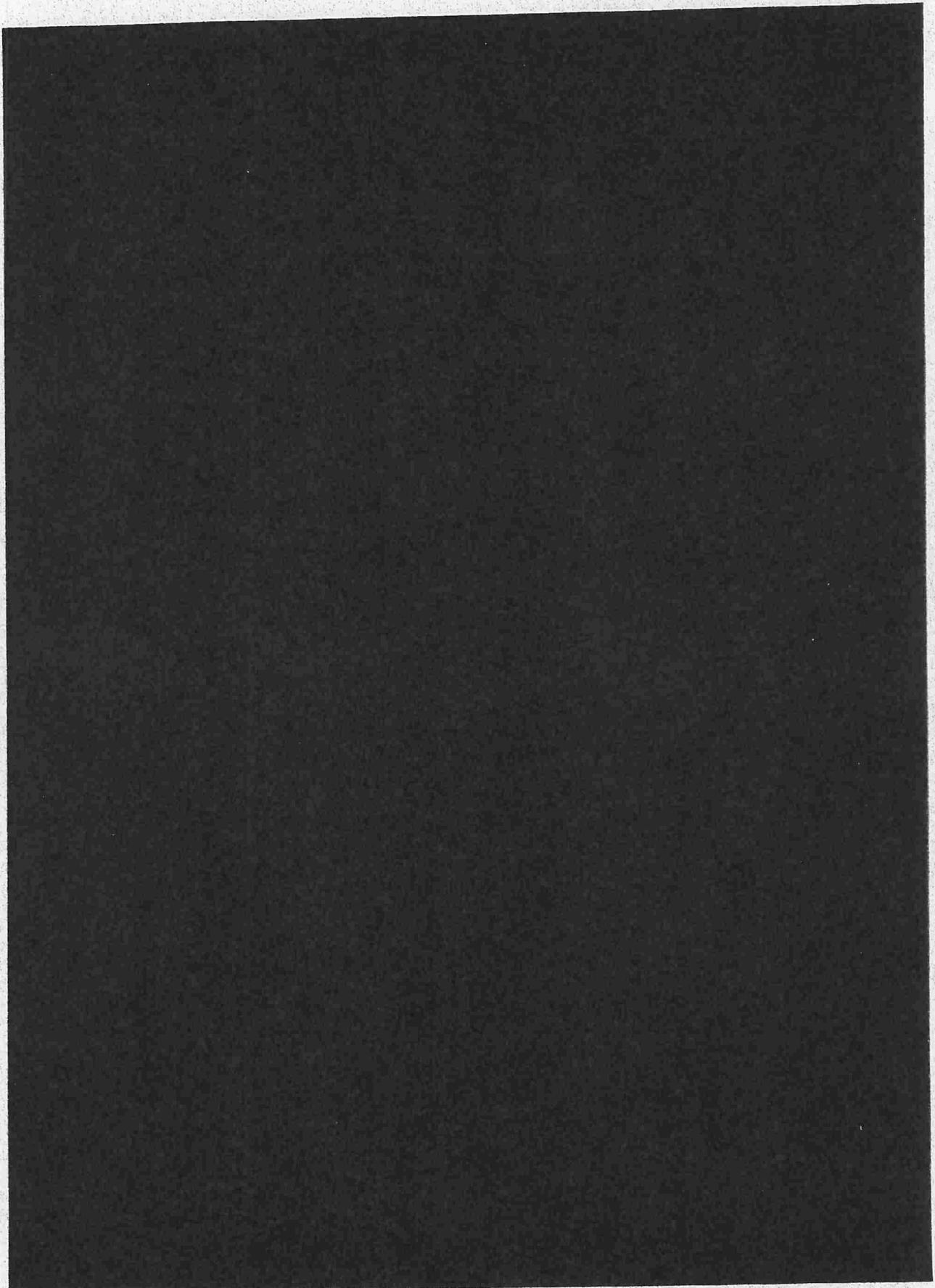
新型インフルエンザ等緊急事態宣言下における矯正管区、矯正施設及び矯正研修所の運営に当たっては、引き続き、これまでに発出された通知等に基づき新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、下記の事項に留意するようお願いします。本通知については、今後の情勢の変化に応じて、適時見直しを行っていくことを予定しています。

おって、本月6日付け法務省矯成第822号当職通知「新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出された場合における矯正施設の運営について」は、当分の間効力を停止します。

記

機密性 2 完全性 2 可用性 2

機密性 2 完全性 2 可用性 2



(12) 面会

- ア 特定警戒都道府県に所在する刑事施設においては、弁護人等及び領事以外の者については、感染防止のため原則として面会を実施しないこととし、その旨を面会申出人に説明して理解を得ること。
- イ 面会人にはマスクの着用を求める。応じない場合には面会を実施しないこと。
- ウ 面会場所は仕切り室のみとすること。

(13) 信書の発信

- 本人の安否や親族の安否確認を内容とする発信については、通数外とすること。

令和2年4月30日

東京拘置所長 中川忠昭殿

処遇部処遇部門
法務事務官

報告書

当所収容被収容者

上記の者（以下「本人」という。）が申し立てた執行停止申立事件（[REDACTED]
[REDACTED]）に関する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に
伴う面会の取扱いについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 当所の面会所受付事務室（1階）の入口自動ドアに当所所長名による張り紙（別紙1）を貼付した上で同自動ドアを施錠し、同所において当所職員（以下「立会職員」という。）が立会勤務している。
- 2 面会をしようとする者（面会人）が同自動ドアまで来た場合、できるだけ人ととの接触を削減する必要があることを踏まえ、立会職員において、同自動ドア越しに弁護人等であるか否かを確認し、弁護人等でなければ、面会人に対して張り紙を示し、弁護人等以外との面会（以下「一般面会」という。）は実施していない旨を説明している。
なお、実情として、立会職員から同事実を告げられた面会人の多くは、当該説明を受けて自主的に同所から退所している。
- 3 立会職員が面会の実施について説明してもなお、同所にて自動ドア越しに当該立会職員に対して、面会の目的や必要性について訴えることもあると考えられるところ、そのような場合において、当該面会の目的が福祉的支援の実施のために必要性が認められるものであったり、重要用務処理（訴訟遂行上等）であると認められるものである場合等、緊急性及び必要性が認められるような場合には、個別に判断して、例外的に面会を実施させこととなる。

また、事前に（電話や文書で）上記した事情等により面会を実施したい旨の申入れ等があった場合も同様に面会の必要性等を判断して、面会を実施させることとしている。

4 新型インフルエンザ等緊急事態宣言以降（令和2年4月15日），本人ないしその家族等に対し、同年5月6日までの面会を実施しないとした処分をした事実はない。

5 なお、緊急事態宣言を受けて一般面会を制限した令和2年4月15日以降における一般面会の実施状況は以下のとおりである。

4月15日（水）	1件
16日（木）	2件
17日（金）	1件
20日（月）	1件
21日（火）	1件
22日（水）	0件
23日（木）	1件
24日（金）	5件
27日（月）	2件

東京都を対象地域とする新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発出され、弁護人等以外の方との面会は原則行わない取扱いとされています。現在も新型コロナウイルスの感染が終息する見込みが見られないことから、やむを得ず、4月15日（水）から弁護人以外の方の面会・差入れは中止とします。

東京拘置所長